

# 令和5年度 私立幼稚園預かり保育推進補助 Q & A (用語や考え方について)

番号	事項	問	答																	
1	全体	補助金の計算方法について教えてください。	<p><b>①補助金額の計算方法</b> 「教育時間終了後2時間」、「教育時間終了後3時間以上の延長時間」、「早朝保育」、「長期休暇中（春・夏・冬）」のそれぞれから算出される単価を合計して計算します。</p> <p><b>②単価表</b> 教育時間終了後の預かり保育の実施時間と実施率、長期休暇中の預かり保育の実施日数から使用する単価を決定してください。詳細は補助単価の適用例をご参照ください。</p> <p><b>③「延長時間」の補助金額</b> 教育時間終了後に3時間以上の預かり保育を実施している場合には、単価表のとおり加算があります。（延長時間は最大4時間まで） 例 ①教育時間終了後3時間の預かり保育を実施（14時～17時） 延長時間は <math>3 - 2 = 1</math> 時間 ②教育時間終了後5時間の預かり保育を実施（14時～19時） 延長時間は <math>5 - 2 = 3</math> 時間</p> <p><b>④「長期休暇」の預かり保育の補助金額</b> 「長期休暇」の預かり保育は、春・夏・冬期休暇のそれぞれの休暇中の実施した日数に応じ、要件を満たす休暇分についてそれぞれ補助します。</p>																	
2	全体	今後のスケジュールを教えてください。	<p>今後のスケジュールは以下のとおりを予定しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">内容</th> <th>時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">交付申請書の提出〆切</td> <td>冬期休暇中の預かり保育を<b>実</b> <b>施しない園</b></td> <td>令和5年12月15日（金）</td> </tr> <tr> <td>冬期休暇中の預かり保育を<b>実</b> <b>施する園</b></td> <td>令和6年1月10日（水）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">交付決定・実績報告書の提出依頼</td> <td>令和6年3月末</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実績報告書の提出〆切</td> <td>令和6年4月上旬</td> </tr> <tr> <td colspan="2">補助金の支払</td> <td>令和6年5月末</td> </tr> </tbody> </table>	内容		時期	交付申請書の提出〆切	冬期休暇中の預かり保育を <b>実</b> <b>施しない園</b>	令和5年12月15日（金）	冬期休暇中の預かり保育を <b>実</b> <b>施する園</b>	令和6年1月10日（水）	交付決定・実績報告書の提出依頼		令和6年3月末	実績報告書の提出〆切		令和6年4月上旬	補助金の支払		令和6年5月末
内容		時期																		
交付申請書の提出〆切	冬期休暇中の預かり保育を <b>実</b> <b>施しない園</b>	令和5年12月15日（金）																		
	冬期休暇中の預かり保育を <b>実</b> <b>施する園</b>	令和6年1月10日（水）																		
交付決定・実績報告書の提出依頼		令和6年3月末																		
実績報告書の提出〆切		令和6年4月上旬																		
補助金の支払		令和6年5月末																		
3	日数	新型コロナウイルスに係る対応として、4月と5月は開園はしていたが、預かり保育のみを実施していなかった場合は補助の対象とならないのでしょうか？	4月と5月に預かり保育を実施していない場合でも、年間を通じて要件を満たしているのであれば補助対象として扱います。開園日と実施日の考え方については、以下の4番から7番をご参照ください。																	

4	日数	どのような日を「開園日」として数えますか？	<p>園を開け、何らかの形で園児を受け入れていた日を全て数えて記入してください。  ※開園日及び実施日は学期中及び夏期保育日が対象です(出欠をとる日)。  ※長期休業中は含みません。</p> <table border="1" data-bbox="1336 281 2449 594"> <thead> <tr> <th colspan="2">園の状態</th> <th rowspan="2">開園日としての扱い</th> </tr> <tr> <th>教育時間</th> <th>預かり保育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あり</td> <td>あり</td> <td rowspan="3">開園日として数える。</td> </tr> <tr> <td>あり</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>開園日ではないとみなし、数えない。</td> </tr> </tbody> </table>	園の状態		開園日としての扱い	教育時間	預かり保育	あり	あり	開園日として数える。	あり	なし	なし	あり	なし	なし	開園日ではないとみなし、数えない。
園の状態		開園日としての扱い																
教育時間	預かり保育																	
あり	あり	開園日として数える。																
あり	なし																	
なし	あり																	
なし	なし	開園日ではないとみなし、数えない。																
5	日数	どのような日を預かり保育の「実施日」として数えますか？	<p>預かり保育の種類によって、以下のように数えます。</p> <p>①「教育時間終了後」の預かり保育  教育時間の時間帯の後に、2時間を超える預かり保育を実施した日を数えます。</p> <p>②「早朝保育」  教育時間の時間帯の前に、1時間を超える預かり保育を実施した日を数えます。</p> <p>③「長期休暇(春・夏・冬)」の預かり保育  1日4時間以上の預かり保育を実施した日を数えます。なお、「長期休暇(春・夏・冬)」の預かり保育として数えた日については、早朝から預かっている、「早朝保育」としては数えません。</p>															
6	日数	新型コロナウイルスに係る対応として休園していたが預かり保育のみを実施していた場合には、年間の「実施日」に含めることができますか？	<p>休園中、教育時間と同じ時間帯に加えて、その前に1時間以上、その後2時間以上預かり保育を実施した場合には、それぞれ実施日に含めることができます</p> <p>【例】</p> <p>①園則等で教育時間を10時～14時とし、休園中に10時～16時の預かり保育を実施  →「教育時間終了後」の預かり保育として扱います。</p> <p>②園則等で教育時間を10時～14時とし、休園中に9時～15時の預かり保育を実施  →「早朝」の預かり保育として扱います。</p> <p>③園則等で教育時間を10時～14時とし、休園中に9時～16時の預かり保育を実施  →「教育時間終了後」、「早朝」の預かり保育として扱います。</p>															

7	日数、園児数	預かり保育の実施を予定していたが、当日に預かった人数がゼロだった日はどのように数え、記入すればいいですか？	以下の3点を <b>全て</b> 満たす場合は、預かり保育を実施した日とみなし、「実施日」として数えてください。 ①預かり保育の実施を予定していた。 ②預かり保育を実施することを保護者へ周知していた。 ③当日に預かり保育を実施できるよう人員を配置していた。 なお、預かり園児数は、実績どおりゼロと記入してください。
8	園児数	預かり保育を利用する予定でいたが、当日は全く利用しなかった園児は、「預かり園児数」として数えられますか？	<b>数えられません</b> (上記No.7のなお書きのとおり)。 利用予定人数ではなく、実際に預かった園児だけを人数として数えてください。
9	園児数	「長期休暇(春・夏・冬)」の預かり保育で預かった園児のうち、預かった時間が4時間を超えなかった園児は、「預かり園児数」として数えられますか？	園として4時間以上の預かり保育を実施していれば、預かった時間が4時間未満でも、人数として数えられます。 ただし、利用を予定していたが結局利用しなかった園児については数えないでください。
10	長期休暇	「長期休暇(春・夏・冬)」の預かり保育は全ての休みについて日数を満たす必要がありますか？いずれかの休みについて要件を満たしていない場合は、補助金が出ないのでしょうか？	昨年度同様、長期休暇の預かり保育の補助金額を計算する際、春・夏・冬ごとに分けて考えます。 <b>春期：5日以上</b> <b>夏期：15日以上</b> <b>冬期：4日以上</b> 各休暇ごとに上記の日数を確認し、日数を満たしている休暇については申請が可能です。  例 春期を4日、夏期を16日、冬期が5日預かり保育を実施 →夏期と冬期分について申請することが可能です。
11	長期休暇	長期休暇期間の設定上、土日、休祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く長期休暇中の全平日において1日4時間以上の保育を実施している場合でも、交付要綱第6の3の(2)に記載の以下日数を満たさない場合、単価表3に該当しないのでしょうか？ 春期：8日間以上 夏期：21日間以上 冬期：6日間以上	交付要綱第6の3の(2)に記載のとおり、各長期休暇期間から土日、休祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く長期休暇中の全平日において1日4時間以上の保育を実施している場合は、単価表3が適用されます。 なお、交付申請時には、「各長期休暇期間から土日、休祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く長期休暇中の全平日において1日4時間以上の保育を実施している」ことが分かるよう、任意の付箋等にその旨を記載していただくと助かります。

12	その他	新制度移行幼稚園（または認定こども園）で、去年は私立幼稚園預かり保育推進補助に申請していませんでしたが、今年申請することはできますか？	<p>今年度、私立幼稚園預かり保育推進補助にご申請いただくためには、以下の①の要件を必ず満たす必要があります。</p> <p>①平成26年度以前に、私立幼稚園預かり保育推進補助に申請したことがある また、①を満たしたうえで、以下の②または③を満たす必要があります。（①を満たしていれば、②・③はどちらか一つを満たしていれば問題ありません。</p> <p>②一時預かり事業の実施要件を満たすことができない ③一時預かり事業（を実施すると、私立幼稚園預かり保育推進補助を受けるよりも減収になる</p>
13	全体	<p>休園していた時期があったため、園則で定めた1～3学期の期間と、実際に園児が正規の保育日として登園した期間が一致しません。</p> <p>いつを「長期休暇の預かり保育」と考え、いつを「教育時間終了後の預かり保育」として考えるべきですか？</p>	<p>基本的には、以下の取り扱いとしてください。</p> <p>【春期休暇】 実際に春期休暇とした日 【1学期】 実際に1学期とした期間 【夏期休暇】 実際に夏期休暇とした期間 【2学期】 実際に2学期とした期間 【冬期休暇】 実際に冬期休暇とした期間 【3学期】 実際に3学期とした期間</p> <p>ただし、各園の状況により、ご不明な点がございましたら、随時ご相談ください。 （ご相談いただく際は、メールにて、開園や預かり保育の状況を時系列で教えていただくと、スムーズに回答できます。）</p>
14	延長時間	「事業調書2（2）イ 教育時間終了後3時間以上の預かり保育を実施している時間」において、2時間を超える部分の時間が16時から18時30分の場合、延長時間は「2時間30分」か「2時間」かどちらになりますか？	延長時間は1時間未満の端数を切り捨てていただくため、質問の例の場合、「2時間」になります。よって、単価計算時には延長時間「2時間」で算出していただくようお願いいたします。